

虐待防止のための指針

医療法人社団 湖聖会

1. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

介護老人保健施設キーストーン（以下「当施設」という）では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視・権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応の努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

<虐待の定義>

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する基本方針

当施設では、虐待又はその疑い（以下「虐待等」という）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

(2) 構成人員

委員会は委員長を置き、次に挙げる職種から委員を選出する。毎年、委員の中から委員長を選出する。

ア. 介護士

イ. 医師、看護師等

ウ. 療法士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）

エ. 事務員、相談員、ケアマネジャー

制定日 2023年1月16日

虐待防止のための指針

改定日 2023年10月1日

オ. 栄養士、調理師

(3) 委員会の開催

委員会は、毎月1回定期開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(4) 委員会の役割

ア. 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ. 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ. 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ. 虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること

オ. 虐待が発生した場合の対応に関すること

カ. 虐待の原因分析と再発防止に関すること

(5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は委員長とする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

虐待防止のための職員研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

(1) 定期的な研修の実施（年2回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 虐待等が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先する。

5. 当施設で発生した虐待報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本指針及び虐待防止対応マニュアルに基づき対応する。相談窓口は、委員長とする。

(2) 当施設内で虐待が疑われる場合は、委員長に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び委員長は職員に対し早期発見に努

制定日 2023年1月16日

虐待防止のための指針

改定日 2023年10月1日

めるよう促す。

- (4) 当施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見人制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、相談窓口責任者は受け付けた内容を委員長に報告し、委員長は関係するセクションに情報を共有し解決を図る。
- (2) お客様相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者に報告する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針は、利用者およびその家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるものとするとともに、ホームページ上に公表する。

10. その他の虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。